

「南砺市桜ヶ池クアガーデン条例の一部改正（案）」についてのパブリックコメントの募集について

この度「南砺市桜ヶ池クアガーデン条例の一部改正（案）」がまとまりましたので、これを公表し、市民の皆さんから意見を募集（パブリックコメント）いたします。

1 目的

近年の物価高騰や人件費の上昇と今後予想される維持管理経費の上昇に備え、指定管理者の健全な運営を目的に別表に定める利用料金を改正するもの。

2 意見を提出できる方

- （１）市内に住所を有する方
- （２）市内に事務所又は営業所を有する個人または法人その他の団体
- （３）市内の事務所又は事業所等に勤務する方
- （４）市内の学校に在学する方
- （５）その他条例改正に利害関係を有する方

3 閲覧いただける場所

- （１）市ホームページ
- （２）各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

4 募集期間

令和7年10月31日（金）から令和7年11月10日（月）まで 10日間

5 意見の提出方法及び提出先

住所、氏名及び連絡先を明記の上、郵送、ファックス又は電子メールでお送りいただくか、最寄りの市民センターへ提出ください。（※様式は自由です。）

＜郵便＞〒939-1692 南砺市荒木1550 南砺市役所 交流観光まちづくり課
観光施設係 宛

＜ファックス＞0763-52-6349

＜電子メール＞「お問い合わせ」ボタンを押し、フォームに直接ご意見を入力し送信してください。

6 その他

提出された御意見は、内容を簡潔にまとめ、意見に対する市の考え方を付して、市のホームページ及び各市民センター等の情報公開コーナーで公表します。

※意見提出者の氏名など個人情報に関することは非公開とします。

お問合せ先：南砺市 ブランド戦略部 交流観光まちづくり課 観光施設係
電話 2 3 - 2 0 1 9

南砺市桜ヶ池クアガーデン条例の一部改正（案）について（概要）

1. 改正の理由

近年の物価高騰や人件費等の上昇と今後予想される維持管理経費の上昇に備え、指定管理者の健全な運営を目的に利用料金を改正するものです。

2. 改正の内容

別表「1 一般利用の利用料金（上限額）」の利用料金について改正します。

3. 施行年月日

令和8年4月1日から施行します。

4. その他

利用料金については、指定管理者が施設の利用状況等を総合的に勘案し、条例で定められた利用料金の範囲内で市長の承認を受けて定めることになっています。

条例第 号

南砺市桜ヶ池クアガーデン条例の一部を改正する条例

南砺市桜ヶ池クアガーデン条例（平成 1 6 年南砺市条例第 1 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	単位	金額
宿泊料	1 泊 1 室	6 6 , 0 0 0 円
研修会議室利用料	1 室 1 時間	3 , 3 0 0 円
入湯料	1 回 1 人	7 7 0 円
プール利用料	1 回 1 人	2 , 2 0 0 円

」を

「

区分	単位	金額
宿泊料	1 泊 1 室	1 1 0 , 0 0 0 円
研修会議室利用料	1 室 1 時間	1 1 , 0 0 0 円
入湯料	1 回 1 人	1 , 2 0 0 円
プール利用料	1 回 1 人	3 , 5 0 0 円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南砺市桜ヶ池クアガーデン条例新旧対照表

現行	改正案	備考																														
別表(第6条関係) 利用料金設定基準 利用金額は、次の金額(サービス料を除く。)を基礎として設定するものとする。 1 一般利用の利用料金(上限額) <table> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>宿泊料</td><td>1泊1室</td><td><u>66,000円</u></td></tr> <tr> <td>研修会議室利用料</td><td>1室1時間</td><td><u>3,300円</u></td></tr> <tr> <td>入湯料</td><td>1回1人</td><td><u>770円</u></td></tr> <tr> <td>プール利用料</td><td>1回1人</td><td><u>2,200円</u></td></tr> </table> 2 団体利用等の利用料金 団体利用の場合の料金、回数券若しくは定期券を発行する場合の料金又は各種セット券等が発行する場合の料金は、前項の料金を勘案し設定するものとする。 3 附属設備等の利用料金 前2項に定めるもののほか、附属設備又は用具等の料金を設定することができる。	区分	単位	金額	宿泊料	1泊1室	<u>66,000円</u>	研修会議室利用料	1室1時間	<u>3,300円</u>	入湯料	1回1人	<u>770円</u>	プール利用料	1回1人	<u>2,200円</u>	別表(第6条関係) 利用料金設定基準 利用金額は、次の金額(サービス料を除く。)を基礎として設定するものとする。 1 一般利用の利用料金(上限額) <table> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>宿泊料</td><td>1泊1室</td><td><u>110,000円</u></td></tr> <tr> <td>研修会議室利用料</td><td>1室1時間</td><td><u>11,000円</u></td></tr> <tr> <td>入湯料</td><td>1回1人</td><td><u>1,200円</u></td></tr> <tr> <td>プール利用料</td><td>1回1人</td><td><u>3,500円</u></td></tr> </table> 2 団体利用等の利用料金 団体利用の場合の料金、回数券若しくは定期券を発行する場合の料金又は各種セット券等が発行する場合の料金は、前項の料金を勘案し設定するものとする。 3 附属設備等の利用料金 前2項に定めるもののほか、附属設備又は用具等の料金を設定することができる。	区分	単位	金額	宿泊料	1泊1室	<u>110,000円</u>	研修会議室利用料	1室1時間	<u>11,000円</u>	入湯料	1回1人	<u>1,200円</u>	プール利用料	1回1人	<u>3,500円</u>	利用料金の上限額の改定
区分	単位	金額																														
宿泊料	1泊1室	<u>66,000円</u>																														
研修会議室利用料	1室1時間	<u>3,300円</u>																														
入湯料	1回1人	<u>770円</u>																														
プール利用料	1回1人	<u>2,200円</u>																														
区分	単位	金額																														
宿泊料	1泊1室	<u>110,000円</u>																														
研修会議室利用料	1室1時間	<u>11,000円</u>																														
入湯料	1回1人	<u>1,200円</u>																														
プール利用料	1回1人	<u>3,500円</u>																														

4 営利目的による利用料金 営利を目的とする行事等に利用する場合の料金は、前3項の規定による金額に3を乗じて得た額の範囲内で設定するものとする。	4 営利目的による利用料金 営利を目的とする行事等に利用する場合の料金は、前3項の規定による金額に3を乗じて得た額の範囲内で設定するものとする。	
--	--	--